

地域建設業経営強化融資制度の運用について

（目的）

第1条 この要領は、岡崎市が発注する建設工事を請け負う建設業者が、当該建設工事に係る請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合に、岡崎市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書きに基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合等の事務取扱に関し必要な事項を定める。

（債権譲渡の対象工事）

第2条 岡崎市が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事を除いた工事とする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- (3) 低入札価格調査の対象となった工事
- (4) その他建設企業の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

（債権譲渡先）

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業共同組合連合会等を含む。）または一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者に対して債権譲渡を行う場合に、当該債権譲渡を承諾することができるものとする。

（譲渡債権の範囲）

第4条 債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）により発生する遅延損害金等の、市が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合には、でき形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合は、譲渡債権の金額は変更後のものとする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第5条 当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

（出来高確認）

第6条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、事業協同組合等が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、事業協同組合等は、市長に工事出来高査定協力依頼書（参考様式1）を提出するものとする。
- 3 前項の工事出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、市長は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（債権譲渡の承諾の申請）

第7条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする請負者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通
- (2) 請負者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し 1通
- * 債権譲渡契約については、市長の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であるものとする。
- (3) 工事履行報告書（様式2） 1通
- (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
- (5) 下請人等への支払状況及び支払予定を記載した支払状況・支払計画書（参考様式2） 1通
- (6) 発行日から3ヶ月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

（債権譲渡の承諾手続等）

- 第8条 市長は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受理後速やかに承諾のための手続を行うものとする。
- 2 前項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、申請書類の提出を受けた後、7日以内（期限の日が市の休日に当たるときは、その翌日とする。）に行うものとする。
 - 3 市長は、債権譲渡を承諾した場合は確定日付を付した債権譲渡承諾書2通を請負者に交付する者とする。
 - 4 市長は、やむを得ない事由により交付期限までに請負者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに請負者に連絡をすることとする。
 - 5 市長は、債権譲渡整理簿（様式3）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。
 - 6 市長は、第2条による対象工事に該当しない場合または申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合は、承諾を行わないことについて決定し、速やかに債権譲渡不承諾通知書（様式4）により請負者に通知するものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱）

- 第9条 請負者及び債権譲渡先は、第2条に定める対象工事に係る債権譲渡が行われた後は、岡崎市建設工事請負契約約款第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

（融資実行報告書の提出）

- 第10条 債権譲渡の承諾後、請負者及び債権譲渡先が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに融資実行報告書（様式5）を市長に提出しなければならない。
- 2 請負者が、当該工事の未完成部分に係る融資を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市長に提出しなければならない。

（請負代金の請求等）

- 第11条 債権譲渡先は、請負者が岡崎市工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを行った後、確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 工事請負代金請求書（様式6） 1通
 - (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

請負者		
(譲渡人)	住所	
	氏名	印
(譲受人)	住所	
	氏名	〇〇〇〇 印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する貴殿と甲との間で締結された令和 年 月 日付けの工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇（以下、「乙」という。）に譲渡することにつき、岡崎市工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を依頼申し上げます。

乙は、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、岡崎市工事請負契約約款第44条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払及び部分払は、貴殿による承諾以降は請求しません。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 工 期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

— (2) 前払金額 金 円

— (3) 中間前払金額

及び部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

債 権 譲 渡 承 諾 書

令和 年 月 日

〔甲〕 御中

〔乙〕 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できることを前提とし、及び下記の事項について乙に異議がないことを留めて、岡崎市建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書3.並びに4.(1)及び(4)は変更後のものとする。

2. 甲及び乙は、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。

3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

6. 債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、甲は乙に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知すること。

岡崎市長

印

確定日付印欄	承諾番号

(様式2)

工事履行報告書

[illegible]

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して仕様するものとする。

(様式 3)

債 權 讓 渡 整 理 簿

[illegible]

(様式4)

債権譲渡不承諾通知書

令和 年 月 日

請負人	様
(甲) 譲渡人	様
(乙) 譲受人	様

岡崎市長

令和 年 月 日に提出された〇〇〇〇工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できません

記

1. 工 事 名
2. 契 約 締 結 日 令和 年 月 日
3. 承諾しない理由

(記載例)

- 締結済みの債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
- 本件工事については、履行期限が〇年〇月〇日であるところ、ここ数週間に渡り正当な理由無く作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあるため。

(様式5)

融 資 実 行 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名 印

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名 印

甲が貴殿に対して有する次の債権の譲渡につき令和 年 月 日付けで承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を令和 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき、乙は、甲に対して金銭を貸し渡し、甲は、これを借り受けましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、甲は、乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙は、これを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
－(2)前払金額 金 円
－(3)中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4)債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

[承諾番号]

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
〇〇銀行△△本支店

2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××

3. 口座名義
(ふりがな)
×××××

(様式6)

工 事 請 負 代 金 請 求 書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(債権譲受人) 住所
氏名

印

令和 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について次の
とおり請求します。

記

1. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額

¥ _____

(2) 前払金受領済額

¥ _____

(3) 中間前払金受領済額

及び部分払金受領済額

¥ _____

(4) 履行遅滞の場合における損害金等の額

¥ _____

(5) 今回請求金額

¥ _____

2. 承認番号

3. 振込口座等

1. 振込希望金融機関名

〇〇銀行▲▲本支店

2. 預金の種別及び口座番号

××預金×××××××

3. 口座名義

(ふりがな)

××××

4. 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス

(参考様式1)

工事出来高査定協力依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

事業協同組合等 住所
氏名 ○○○○ 印

下記工事について、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した、地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立入りについて、協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 元請業者名

4. 現場立入希望期日

令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

5. 現場立入者職氏名

6. 連絡先

電 話 番 号 _____

担当者氏名 _____

支 払 状 況 ・ 支 払 計 画 書

(参考様式2)

令和 年 月 日

(讓渡先) 御中

発注者名

工事名

契約金額

[illegible]

(ご注意)

支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入下さい。

上旬:1~10日 中旬:11~20日 下旬:21~月末